

## 令和4年度第2回沖縄県契約審議会 議事概要

- 1 日時：令和5年1月24日（火） 15:30～17:30
- 2 場所：沖縄県庁6階第2特別会議室
- 3 出席委員：嘉手納 尚 委員、源河 忠雄 委員、幸地 啓子 委員、  
田端 一雄 委員、東盛 政行 委員、平敷 徹男 委員（会長）、  
宮城 哲 委員（50音順）  
※欠席：村山 博子 委員
- 4 公開・非公開の別：非公開  
理由：  
沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第7条第6号に該当するため。
- 5 議事の概要
  - (1) 報告事項について  
事務局より令和4年度組状況調査結果に関する報告があった。
  - (2) 審議事項について
    - ア 第1回契約審議会委員意見等に対する県の回答について  
事務局より第1回契約審議会委員意見等に対する県の回答に関する説明があり、これに関し審議を行った。
    - イ 令和4年度契約審議会諮問に対する答申（案）について  
令和4年9月2日付け沖縄県諮問商第2号で沖縄県知事から諮問のあった条例のあり方について審議が行われ、以下のとおり決定された。
      - (ア) 諮問に対する答申について、「条例改正によらず、現行条例の取組方針に掲げられている施策を一層推進することにより条例の実効性を確保することが適当である。」との結論に至った。
        - (イ) 答申には、上記(ア)の結論に加え、第1回及び第2回審議会における委員意見等を付記し、年度内に答申を行うことが合意された。
        - (ウ) 答申の文言調整については会長に一任することです承された。

上記の審議に際し、委員から以下のような意見等があった。

- 賃金が上昇傾向にある中、条例で賃金下限額を定めるのは一部の労働者にとっ

てはよいかもしれないが、今の状況で拙速に条例改正の議論をするのは、結果的に県全体の所得の向上につながらない。まずは、現行条例の取組に改善の余地があれば改善に向けて努力することが重要である。

- 規制を強化しなくても条例の目的が実現できるのであれば、条例の規制を強化する必要はなく、現時点において、規制を強化しなければならない事実は確認できないことから、条例改正の必要はない。
- 条例で賃金下限額を定めたり、事業者に賃金支払等の報告義務を定めたりすると、柔軟な施策展開が損なわれるおそれがあることから、条例改正は適当でない。
- 最低賃金改定による人件費上昇の場合だけでなく、契約時に想定できなかった事由によるコスト上昇等の場合についても、契約改定を行っていただきたい。
- 契約変更に関する一般条項だけでなく、人件費上昇に伴う単価見直し条項についても県の全契約に記載していただきたい。
- 公正取引委員会の調査報告書における発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けることの重要性の指摘を踏まえ、今後、県の公共調達に係る契約条項に、コスト上昇に伴う単価見直し条項を入れるとともに、契約変更の協議の場を設け、発注者として県の方から積極的かつ明示的に協議を行う取組を実施するなど、契約変更の申し出に真摯に対応していただきたい。
- 最低賃金が上昇する場合、これに連動して労働者の賃金が全体的に上昇することが多いことから、最低賃金上昇の影響を直接受ける労働者以外の人件費上昇分についても県契約で配慮していただきたい。
- 国が策定した「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化パッケージ」の中で、ビルメンテナンス等の公共調達において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を反映した調達価格となるよう公共工事の単価を参考に標準単価を設定し、公共調達を行うことを検討するということが明記されているところ、労務費等のコストが大幅に上昇している現状を踏まえ、価格転嫁ができるよう県契約の標準単価に反映させていただきたい。
- 最低制限価格の設定について、県の財務規則では予定価格の100分の70以上という基準しかないが、清掃警備業務委託については人件費の割合が高く、事業者の経営努力で節減するには限界があることから、事業者が適正な利益を確保できるよう公共工事の最低制限価格設定の方式にならい、最低制限価格のあり方について検討していただきたい。

- 事業者の事務負担の軽減、生産性向上の観点から、公共工事の契約において、電子入札に加え、電子契約、電子保証の取組を進めるとともに、県の契約約款の見直しを行っていただきたい。
- 企業の適正な利益を確保するため、企業の成長を促し、企業を育成するような取組を業界とも連携しながら実施していただきたい。
- 経済界、労働界、国、県とで、適正価格の取組や賃金底上げのあり方について意見交換を行っていただきたい。
- 県契約の当事者となる業界における企業の適正な利益確保や賃上げ等について、労使間を含めて業界団体と県で意見交換を行っていただきたい。
- 公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項には、公共工事を実施する者が適正な利潤を確保できるように、発注者の責務に関する規定があるが、赤字が発生しないようランダム係数をプラスの範囲で調整すること等について、土木建築部において検討していただきたい。

以上